

# リニエンシー制度の導入とその意味すること

柴田愛子

## 1. はじめに

本論文では2005年に行われた独占禁止法改正、特にリニエンシー制度に焦点を当て考察する。初めに改正法と公正取引委員会について簡単に言及した後、リニエンシー制度やその運用や国際比較について述べる。そして、モデル分析によりリニエンシー制度の特徴を分析する。

まず、法改正以前には、カルテル、談合事件の件数は多く、何度も違反を繰り返す企業もあった。例えば、電機メーカーでは、1995年から2003年までの8年間で、3社が2回以上カルテル、談合事件によって、公正取引委員会から勧告措置を受けた<sup>1)</sup>。繰り返し違反をするケースが多いということは、摘発されても「ダメもと」という意識があるのではないかとして、独占禁止法の抑止力を強化する目的で改正が行われた。企業がカルテルや談合を行わないようにするためには、カルテルや談合を行うことの期待利益に比べて、摘発された場合の期待損失を大きくする必要がある。そのためには摘発される確率を大きくし、課徴金を高める必要がある。独占禁止法の改正法は、2005年4月に成立し、2006年1月から施行された。改正法は①課徴金算定率を引き上げ、②課徴金の減免制度、つまり、リニエンシー制度を導入した。さらに、③調査権限を強化した。悪質なものについては裁判官の発する許可状により、証拠の押収等ができるように犯則調査権限を導入するとともに、④審判手続等も見直した。これら4点が今回の改正のポイントである。ここで、簡単に独占禁止法を運用する公正取引委員会について

述べる。

公正取引委員会は国の独立行政委員会で、独占禁止法を運用するために1947年に設立された。独占禁止法は「市場の自由で公正な競争を維持すること」を目的としている。公正取引委員会は委員長と4人の委員から構成されており、案件ごとに委員会が開かれ、年間200回ほど会議が開かれる。委員会の下には事務総局があり、その下に、官房、経済取引局、審査局がある。経済取引局では、例えば、企業の合併の審査を行い、その下の取引部では、独占禁止法の関連法である、親事業者と下請事業者の取引を規制する下請法や、商品の表示が適正かどうか監視するために景品表示法を執行している。審査局では法令違反事件の審査を行っている。審査局には犯則審査部があるが、これは今回の法改正に伴ってできた。公正取引委員会の人数は事務総長以下、700数十名である。以下で法改正の中でもリニエンシー制度についてその特徴を検討する。

## 2. 日本のリニエンシー制度（課徴金の減免制度）

### 2.1 減免率について

日本のリニエンシー制度は、カルテルや談合を行っている事業者が「自分はこういう法律違反をしました」と公正取引委員会に申告してくると、課徴金を免じたり減額したりする制度である。違反行為に係る情報を持って報告してくると、公正取引委員会の調査開始前であれば、1番目の申請者については課徴金を全額免除する。2番目は50%、3番目は30%減額する。調査に入った後であると、合計3社まで30%減額するという制

度である。即ち以下のように申請者3社までの課徴金を免除、あるいは減額する。

- 立入検査前の1番目の申請者  
＝課徴金を免除
- 立入検査前の2番目の申請者  
＝課徴金を50%減額
- 立入検査前の3番目の申請者  
＝課徴金を30%減額
- 立入検査後の申請者3名まで  
＝課徴金を30%減額

## 2.2 リニエンシーの申請

具体的には、違反の申請書をファックスにより公正取引委員会に送付する順位に従い、申請の順番を定めることから始まる。公正取引委員会は、減免制度導入に際し、パブリックコメントの手続きを経て、報告書の様式、その提出方法を規則で定めた。ファクシミリの番号は、03-3581-5599とすることも定めた<sup>2)</sup>。リニエンシーの申請を考えている事業者は、一番かどうか公正取引委員会に問合わせることができる。匿名でも可能であるが、ある程度どのような事件であるか説明する必要がある。

## 2.3 リニエンシー対象者に対する特例

(1) リニエンシー対象者に対する特例を3点ほど述べる。まず刑事告発についてである。公正取引委員会は、排除措置や課徴金の支払いを命じる他に、悪質かつ、重大な影響を社会に与え、行政処分では効果が期待できないとする事件については、検事総長に告発する。告発されれば、刑罰が科されることがある。しかし、リニエンシー対象の1番目の事業者の刑事告発を公正取引委員会は行わないし、その役職員も告発しないこと、2、3番目の申請者については個別事案ごとに対応する旨を明らかにしている<sup>3)</sup>。

例えば、橋梁工事の談合では、改正前の独占禁止法に基づき措置がとられ、刑事告発も行われた。これは日本道路公団と国交省の3地方整備

局が発注した鋼橋の上部工事の談合であるが、非常に悪質、重大な影響を社会に与えたという理由で、延べ30社を超える企業と延べ10人を超える個人を、検事総長に公正取引委員会が2005年に告発した案件である。公正取引委員会が談合をした事業者に国庫への納付を命令した課徴金は、この事件では約129億円になった。つまり、129億円ほどが国庫に返還される。課徴金の他に、告発された企業や個人は罰金や刑罰を受ける可能性が高い。実際に、検察側から独占禁止法違反で法人や個人に懲役刑や罰金が求刑され、東京高等裁判所は(81億円求刑に対し)23社合計64.8億円の罰金、8被告に執行猶予つき懲役刑(期間2.5年～1年)を命じた。企業、個人、関係者の損害は2年間で93億円と推定された(2006.11.10)。なお、改正独占禁止法が施行されてからこれまでのところは、リニエンシー対象事業者が存在する案件で刑事告発をした事件はない。

(2) 次に指名停止期間の短縮について述べる。談合をしたということで企業は、国や全国の自治体から、一定期間公共工事の入札に参加できない、つまり、入札資格を失うといういわゆる指名停止措置を受ける。しかし、リニエンシー対象事業者には、公共工事の指名停止期間を短縮するという有利な措置がある。指名停止期間は発注者が決めるが、その際に発注自治体がモデルとする、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)のモデルでは、リニエンシー対象事業者の指名停止期間は通常の半分となっている。自治体によっては指名停止期間の短縮率をリニエンシーの減免率と合わせているところもある。例えば、長野県、横須賀市などがその例である(米国のリニエンシー制度では指名停止期間の調整はない)。

ただし、この指名停止期間の短縮を受けるには条件がある。発注者が事業者名を特定する必要がある。どの事業者がリニエンシー制度の適用を受けたか、公正取引委員会が公表する必要がある。事業者から申し出がある場合には、課徴金納付命令を行う際に、公正取引委員会がホームページで

当該事業者名等を公表する<sup>4)</sup>。

(3) リエンシーを申請すれば、経営陣がカルテルや談合で株主代表訴訟を起こされるリスクが減少する。企業がカルテルや談合を摘発され課徴金を支払うことになれば、株主訴訟の対象にもなりえる。例えば、海洋土木の五洋建設が、長崎県発注工事の談合で公正取引委員会に課徴金を命じられたことをめぐり、東京地方裁判所で行われている株主代表訴訟では、取締役らは1億数千万円の課徴金相当額の損害賠償額を同社に支払うよう求められている。訴訟理由は経営陣が従業員の行為を監督する義務を怠ったからである。したがって、もし違法行為を認識しているにもかかわらず、事業者がリエンシーを申請しなければ、違法な行いを発見する努力を怠り、企業に対する費用負担を増加させたとして経営陣に対する株主代表訴訟リスクが高まる。特に、2006年5月施行の会社法では、大企業に内部統制システムの整備を法的に位置づけた。経営陣が違反行為を見つけれず他社がリエンシーを申請した場合は、株主から内部統制システムの不備を問われ、企業経営者に対する株主代表訴訟で責任を問われるリスクが高まる。

### 3. リエンシー制度の国際比較

#### 3.1 国際的な広がり

日本の独占禁止法のような市場競争を維持する法律は一般に競争法と呼ばれ、競争法を運用している行政機関を、国際的には競争当局と呼ぶ。行政効率の点から優位なシステムを各国が導入すれば、世界の競争法はしだいに類似な形に収斂する。リエンシー制度はその例である。この制度はカルテルや談合の捕捉率を上げる行政コストを、各国で節約してきた。そのため効率の点から優れたシステムである。1993年にアメリカで始まったこのリエンシーという制度がEU(1996)、韓国(1996)、カナダ(2000)、ドイツ(2000)、フランス(2001)、オーストラリア(2003)と、短期間の内に世界に広まって、日本でも2006年1月から施行された<sup>5)</sup>。かように、この政策の国際的波及効果は著しい。

#### 3.2 リエンシー減免率の国際比較

リエンシー制度の国際比較をすると、競争当局の調査開始前では、日本は3社まで、100%、50%、30%である。EUは事業者数の制限がなく、100%から始まって、30~50%、20~30%と減額され、10%から100%の行政制裁金が減免される。アメリカは1社のみ100%罰金が免除される。すでに情報があって立ち入り検査した後であると、日本は3社まで、30%、30%、30%と課徴金を減額する。EUは事業者数の制限

表1. リエンシー制度の減免率の国際比較

| 調査開始前 Before Investigation |            |           |           |
|----------------------------|------------|-----------|-----------|
|                            | 1 番目       | 2 番目      | 3 番目      |
| Japan                      | 100%       | 50%       | 30%       |
| EU <sup>注)</sup>           | 100%       | 30%~50%   | 20% ~ 30% |
| US                         | 100%       | 0         | 0         |
| 調査開始後 Investigation-Face   |            |           |           |
|                            | 30%        | 30%       | 30%       |
| Japan                      | 30%        | 30%       | 30%       |
| EU <sup>注)</sup>           | 30% ~ 100% | 20% ~ 30% | ~ 20%     |
| US                         | 100%       | 0         | 0         |

注) EU は人数制限がないが、3名までを表に含めた。

なしで、行政制裁金の減免が30～100%、20～30%、20%以下となっている。アメリカは1社だけ100%罰金が免除される。

しかし、減免率の違いだけで制度の比較をするのは難しい。リネンシー制度の国際比較の表を詳しく見ると日本とEU、USのシステムで最も異なる点は、調査開始後、つまり、日本では立入検査後のリネンシーの減額率である。EUとUSは、最初の1社に対する100%の免除があるのに対して、日本は第1番目の企業に30%の減額のみである。しかし、この100%と30%の比率の違いから推測されるほど、各国のリネンシー制度のインセンティブに差はないと考えられる。理由は、日本と他国との法執行の違いにある。日本は立ち入り検査後、違法行為を立証する確率はかなり高くなっている。したがって、調査が始まれば、かなりの確率で法的措置がとられると、企業は考える。そうならば、リネンシーにより課徴金が減額される金額が低いとしても、リネンシーを申請するインセンティブは高い。欧米では日本より早い段階で立ち入り検査を行うので、欧米の方が調査開始後に違法性を立証する確率は日本より低いと考えられる。よって、日本はリネンシーにより課徴金が減額される金額が低い、リネンシーを申請するインセンティブにそれほどの差はないと考えられる。

#### 4. リネンシー制度の運用

##### 4.1 リネンシー申請を端緒とした日本の事件処理

この制度が始まる前は、「日本人は外国人とは違うから、そんなことをする人はいない」と、成果について懐疑的なコメントもあったが、2006年の1月、2月、3月で26件のリネンシーの申請があり、その後も11月までに月に4～5件の申請がある<sup>6)</sup>。最初は多いというのは当然かもしれないが、新しく導入された制度は、ひとまず順調なスタートを切ったということが出来る(2006.10. 公正取引委員会)。リネンシー制度

適用第1号事案として、旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事に係る入札談合事件について、課徴金納付命令の措置をとった(2006.9.8)。リネンシー制度の適用を受けた事業者から申し出がある場合には、課徴金納付命令を行った際に、当該事業者名等を公表する。この制度に基づき、事業者からの申し出を受け事業者名等を公表した。その結果、これらの事業者に対する全国の自治体の発注する公共工事の指名停止期間が短縮された。

##### 4.2 国際的にリネンシー申請を端緒とした1990年代の事件<sup>7)</sup>

###### 4.2.1 ビタミンなどの国際カルテル

このカルテルは、過去競争法違反で起訴された国際カルテルのうち、取引活動に与える影響や関連する国の数からいって最大級のものである。カルテル期間中の全世界のビタミン剤の売り上げは、年間33億USドルと推定される。カルテルの合意期間は長いものでは10年におよぶ。アメリカ及びその他の国の多くの企業が違反行為を起訴され、900万USドルと、その当時の過去最大の罰金を科された。カルテルはアメリカで始まり、リネンシーにより重要な情報がアメリカの司法省にもたらされた。アメリカ以外の8カ国でカルテルの調査が行われた(Australia, Brazil, Canada, the European Commission, Japan, Lithuania, Mexico and Switzerland)。

###### 4.2.2 黒鉛電極カルテル

黒鉛電極は製鉄に使われる素材である。約5年に及ぶカルテル期間中にこの製品の取引規模はビタミン同様に大きく60億USドルになると推定される。カルテルはアメリカで50～65%、カナダで90%という破格の価格値上げに成功し、アメリカで最初に発見され起訴された。これも、リネンシー制度による情報提供が発端であった。カナダ、EU、日本、韓国も調査を行った。

## 5. 日本の企業のリニエンシー申請への対応

公益通報者保護制度の創設（2006年4月施行）、内部統制を法的に位置づけた会社法（2006年5月施行）および証券取引法の動向など、企業が法を守ることへの社会の要求が強まっているなか、公正取引委員会は東証一部上場企業約1,700社に対して、独占禁止法についてのコンプライアンスについてアンケート調査をした<sup>8)</sup>。その結果、「コンプライアンス・マニュアルの策定等、体制整備はかなりなされているが、実効性の確保は今後の課題だ」と指摘した（2006.5.24）。企業が法を守る、つまり、調査で55%の企業が経営トップの態度が最重要だとしている。ところが、コンプライアンス委員会の設置は全調査企業の7割ほどあるが、社長が委員長という企業は38%である。そのためコンプライアンスの実効性の確保はこれからであろう。そして、23%の企業がリニエンシー制度の利用を考えている。つまり、リニエンシー制度では順位が1位、2位、3位と分かれるので順位を確定するために、まずファックスで申請する。自社で違反が見つければファックスで申請書を送りリニエンシー制度を利用する、と答えた企業が23%ほどある。

社会経済生産性本部が大学を出たばかりの新入社員に研修を行い、毎年春に新入社員意識調査（2,000名ほどに対するアンケート調査）を実施している。その中で、「自分の良心に反しても会社の指示に従う」と答えたのは2006年は39%である。2005年は43%、その前も似たような数字で、多少減っているが非常に高い数値である<sup>9)</sup>。この数値を減らさないと、独占禁止法違反は減らないのではないだろうか。

以下のモデルではリニエンシー制度がなぜ機能するか、そして、リニエンシー制度がより高い抑止力を発揮するには、企業のコンプライアンス不足に対する社会のより厳しい対応が求められることを示す。

## 6. モデル

カルテルをすでに組み、リニエンシーを利用するか、リニエンシーを利用しないかの選択を事業者がするという設定を置く。単純化のためにリニエンシーを申請するものは皆同額の課徴金減額Lが受けられるとする。セクションAのモデルは濱口、川越、柴田（2006）から援用している。事業者の利益は将来へ確率的に続くとする考え方を利用したリニエンシーの分析はHinlopen and Soetevent（2005）、Motta and Polo（2003）、Spagnolo（2000）などを参照。

### セクションA カルテルの均衡の計算設定

$\pi_C$  : カルテルの利得

$\pi_D$  : 競争的に価格をつけるときの利得

$\delta$  : 各期が終わる確率

$P_A$  : 競争当局によって調査が入り、カルテルの事実が発覚する確率

$F$  : 課徴金の大きさ

$L$  : 減免課徴金額の大きさ。

但し、 $F > L$  課徴金の方が減免された課徴金額より大きい。

### カルテルメンバー2人の場合の均衡の計算

両者が「カルテルを組み+リニエンシーの申請をしない」場合の自分の期待利得

$\Pi_{NL}$  は、次のようになる。

各期において、カルテルを組めば、当局に摘発され課徴金を取られる可能性  $P_A$  がある。摘発されればそれ以後、市場は競争的になり、カルテル利益  $\pi_C$  は失われ、それより低い競争市場利益  $\pi_D$  を各期得ることになる。競争利益  $\pi_D$  は将来へ確率  $\delta$  で続く。これら利益の総和は次のようになる。

$$\Pi_{NL} = f(F, \pi_C, \pi_D, \delta, P_A)$$

自らが「カルテルを組み+リニエンシーの申請をする」場合の自分の期待利得を  $\pi_L$  とする。

カルテルを組むが、自分がリニエンシーを申請する。その結果、減額された課徴金  $L$  を支払う。それ以後、市場は競争的になり、カルテル利益  $\pi_C$  は失われ、競争市場利益  $\pi_D$  が将来へ確率  $\delta$  で続く。これら利益の総和は次のようになる。

$$\pi_L = f(L, \pi_C, \pi_D, \delta)$$

自らが「カルテルを組み+相手がリニエンシーの申請をする」場合の自分の期待利得  $\pi_{OL}$  とする。

カルテルを組むが、相手がリニエンシーを申請する。その結果、課徴金  $F$  を支払う。それ以後、市場は競争的になり、競争市場利益  $\pi_D$  が将来へ確率  $\delta$  で続く。これら利益の総和は次のようになる。

$$\pi_{OL} = f(F, \pi_C, \pi_D, \delta)$$

ここで  $\pi_{NL} > \pi_L > \pi_{OL}$  が成り立つと仮定する。したがって、相手プレイヤーが「カルテルを組み+リニエンシーの申請をしない」時に、自分も「カルテルを組み+リニエンシーの申請をしない」戦略を選ぶことが最適になる。

#### カルテルメンバー $n$ 人の場合の均衡

$n$  人の場合では、自分以外の  $n-1$  人が每期「カルテルを組み+リニエンシーの申請をしない」を選ぶと仮定して、自分が「リニエンシーの申請をするインセンティブ」があるかどうかを計算すればよい。したがって、2名の場合の計算と同様に、 $n$  人の場合でも、自分以外のカルテルメンバーがリニエンシーを使わずにカルテルを維持している時に、自分が「リニエンシーの申請をする」のインセンティブはないので、カルテル維持が均衡となり得る。

#### セクション B

これまでの説明では、期待利益の点から考えると各人が「カルテルを組み+リニエンシーを使う」のが合理的行動である。しかし、一部上場企業 1,700 社のうちの 23% の企業のトップが、カルテルや談合が社内で見つければ、リニエンシーを申請すると前述のアンケート調査で回答している。カルテルや談合はトップの決定ではなく、事業の担当セクションにより独立に決定されることも多い。この点からすれば、その事業からの利益だけを考えればカルテルを組むことが有利な決定であっても、社内の他の要因からカルテル、談合を当局に申請する可能性もある。このような業界の状況を考えれば、自社以外の他の企業がリニエンシーを申請するのではないかと疑心暗鬼になり、他社がリニエンシーを申請する可能性があると考えられる。つまり、リニエンシーを他のカルテルメンバーが使うと考える確率  $q$  は外生的要因で決定される。この確率を追加考慮してモデル化する。以下のモデルは、柴田・森・岡村・曾山(2007)の非協力ゲームモデルの閾値を 1 とするなど考え方を援用している<sup>10)</sup>。

#### 追加設定

$P_L$  : リニエンシーが利用される確率で、カルテルグループの中で自分以外の他者が 1 人でもリニエンシーを申請する確率

$q$  : 自分以外の他のカルテルメンバーがリニエンシーを申請する確率。この確率は上述のアンケート調査の結果のように、外生的に知られている情報とする。また、自分以外のプレイヤーは同質的であると仮定する。

$n$  : カルテルメンバー数

リニエンシーが利用される確率  $P_L$  の式 (1) の要素  $(1-q)^{n-1}$  は他のカルテルメンバーが、誰もリニエンシーを申請しない確率である。したがって、 $P_L$  は他のカルテルメンバーの 1 人以上がリニエンシーを利用する確率となる。

$$P_L = P_L(q, n) = 1 - (1-q)^{n-1} \quad (1)$$

もし  $n = 2$  ならば、 $P_L$  は  $q$  に一致するが、 $n > 2$  ならば、 $P_L$  は  $q$  より大になる。つまり、各カルテルメンバーがリニエンシーを使う確率  $q$  より、グループの誰かがリニエンシーを使う確率  $P_L$  の方が大となる。このゲームのペイオフは表 2 に示される。

カルテルを組み、自分がリニエンシーを使う場合の期待効用は、

$$E_L = \pi_L \quad (2)$$

カルテルを組み、自分がリニエンシーを使わない場合の期待効用は、

$$E_{NL} = \pi_{OL} P_L + \pi_{NL} (1 - P_L) \quad (3)$$

カルテルをして、リニエンシーを使う期待効用  $E_L$  と使わない期待効用  $E_{NL}$  が一致するならば、リニエンシーを使うこととリニエンシーを使わないことが無差別となる。このような境界となる  $P_L$  の値は式 (2) と式 (3) より、式 (4) によって表される。

$$(\pi_{NL} - \pi_L) / (\pi_{NL} - \pi_{OL}) = P_L \quad (4)$$

このゲームの均衡は 3 つ存在する。純粋戦略の 2 つの Nash 均衡  $E(0)$  と  $E(1)$  と混合戦略の 1 つの Nash 均衡  $E(q^*)$  である。 $E(q^*)$  ではリニエンシーを使う戦略と使わない戦略の期待効用は一致するので、2 つの戦略は無差別となり、

どちらの戦略も選ばれる可能性がある。リニエンシーを使うか使わないかの 2 つの戦略のうち、期待効用の高い方の戦略を個人はとるので、 $q < q^*$  ならば、全員がリニエンシーを使わない戦略をとり、 $E(0)$  に達する。逆に、 $q^* < q$  ならば全員がリニエンシーを使う戦略をとり、 $E(1)$  になる。したがって、混合戦略の均衡  $E(q^*)$  は不安定 **unstable** である。純粋戦略均衡  $E(0)$  と  $E(1)$  で各メンバーは全員同じ戦略をとる。 $E(0)$  ではリニエンシーを申請せず、 $E(1)$  ではリニエンシーを申請する。 $E(0)$  では、自分以外の人が毎期「カルテルを組み+リニエンシーの申請をしない」を選ぶと仮定して、自分が「リニエンシーを申請する」インセンティブがあるかどうかであるが、自分以外のカルテルメンバーがリニエンシーを使わずに、カルテルを維持している時に、自分が「リニエンシーを申請する」インセンティブはないので、カルテル維持が均衡となる。

$E(1)$  では自分以外の誰かがリニエンシーを使う時、自分がリニエンシーを申請しなければ、自分が課徴金を支払うことになり、リニエンシーを申請することが均衡になる。つまり、2 つの安定的な純粋戦略均衡と 1 つの不安定な混合戦略均衡とが存在する。均衡の存在はまた以下のように説明される。

$$\textcircled{1} E_L(0) < E_{NL}(0)$$

$$\textcircled{2} E_L(1) > E_{NL}(1)$$

$\textcircled{3}$  そして、ただ 1 つの  $q^* \in (0, 1)$  において

$$E_L(q^*) = E_{NL}(q^*)$$

$\textcircled{4} E_L, E_{NL}$  の関数は連続する。

これから、 $E_L(q) < E_{NL}(q)$  が  $q < q^*$  にとって真である。

表 2. 他の人でリニエンシーを使う人数と自らのリニエンシー戦略に対する利益

| Strategies  | 他のカルテルメンバーでリニエンシーを使う人数<br>(Number of others who use leniency) |            |            |     |            |
|-------------|---|------------|------------|-----|------------|
|             | 0   | 1          | 2          | ... | n-1        |
| Non-lenieny | $\pi_{NL}$  | $\pi_{OL}$ | $\pi_{OL}$ | ... | $\pi_{OL}$ |
| leniency    | $\pi_L$   | $\pi_L$    | $\pi_L$    | ... | $\pi_L$    |

そして、 $E_L(q) > E_{NL}(q)$  が  $q \in (q^*, 1)$  にとつて真である。

前記③の証明は次のようになる。式(4)と式(1)より、

$$\begin{aligned} (\pi_{NL} - \pi_L) / (\pi_{NL} - \pi_{OL}) &= P_L \\ &= P_L(q, n) = (1 - (1-q)^{n-1}) \equiv g(q) \end{aligned} \quad (5)$$

したがって、

$$g(q)' = (n-1)(1-q)^{n-2} > 0 \quad (6)$$

$$\lim_{q \rightarrow 0} g(q) = 0$$

$$\lim_{q \rightarrow 1} g(q) = 1$$

したがって、式(5)を満足する  $q^*$  は、1つ存在する。

リニエンシーが使われカルテルが崩壊する方が、社会の効率的生産が達成され社会の厚生が増進する。そこで、次の式が成り立つ。

$$E(0) < E(q^*) < E(1) \quad (7)$$

以下では、混合戦略の均衡  $E(q^*)$  やリニエンシーを使わない時の期待効用  $E_{NL}$  曲線やリニエンシーを使う時の期待効用  $E_L$  曲線の関係を説明し、簡単な数値を当てはめ、図1でセクションBのモデルの説明をし、3つの結果を示す。

命題1. 人数の多いカルテルを維持するのは困難である。

これは既存の実験の経済学論文(濱口・川越・柴田, 2006)結果でも示されている。

式(5)より混合戦略の均衡での確率  $q_n^*$  は、 $n$ が増加すると、減少する ( $d q_n^* / d n < 0$ )。したがって、混合戦略の均衡  $E(q^*)$  の確率  $q^*$  は、 $n$

が増加すると、0確率に近づく。その時  $q_0$  は外生的に与えられるので、いずれ、 $q^* < q_0$  となり、各人にとってリニエンシーを利用する戦略の期待効用が高くなる。そして、カルテルの崩壊につながる。結果として、人数の多いカルテルを維持するのは難しいことが示される。

図1は横軸に確率  $q$  をとり、縦軸は利益、効用の金銭的価値を示す。 $q = 0$  の点は均衡  $E(0)$  を  $q = q^*$  の点は混合戦略の均衡  $E(q^*)$ 、 $q = 1$  の点は均衡  $E(1)$  をそれぞれ示す。そして、 $E_{NL}$  曲線は式(1)と式(3)より右下がり ( $d E_{NL} / d q < 0$ )、曲線の傾きは  $q$ が増えれば、増加する ( $d^2 E_{NL} / d q^2 > 0$ )。もし  $n = 2$  ならば  $E_{NL}$  線は、傾きが  $-(\pi_{NL} - \pi_{OL})$  の直線になる。そして、 $E_L$  は固定値  $\pi_L$  の直線である。

例えば、 $\pi_{NL} = 160$ 、 $\pi_L = 130$ 、 $\pi_{OL} = 100$  とする。これらは、セクションAで定義された条件である  $\pi_{NL} > \pi_L > \pi_{OL}$  が成立つ数値である。これを式(5)の左辺に当てはめ、混合戦略均衡でのリニエンシーの利用確率  $q_n^*$  とカルテルメンバー数  $n$  の関係を調べると表3になる。そして、これらの関係を図1に示す。

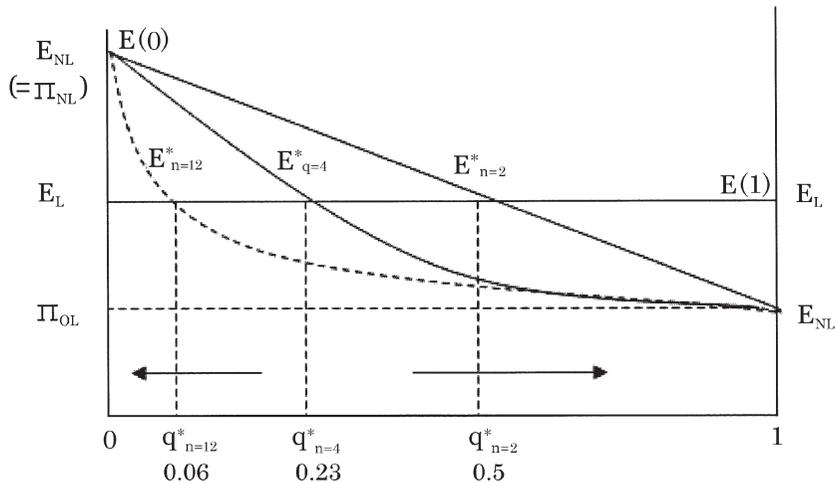
図1は次のことを示す ( $n=6$  のケースは図が煩雑になるので削除)。

- ①カルテルメンバー数が4人超であれば、 $n=4$  の  $E_{NL}$  曲線の左側に  $E_{NL}$  曲線がシフトする。もし、企業のコンプライアンスのアンケートから得られたリニエンシーを使う確率0.23が他者の確率と仮定すれば、リニエンシーの申請をする方が効用が高くなり、均衡  $E(1)$  に達する。カルテルメンバー数が4人未満であれば、 $n=4$  の  $E_{NL}$  曲線の右側に  $E_{NL}$  曲線がシフトし、リニエンシーの申請はせず均衡  $E(0)$  になる。
- ②2人のカルテルでは、相手がリニエンシーを使う確率が0.5以上ならば、自分がリニエンシーを使う。したがって、両者がリニエンシーを使い均衡  $E(1)$  に到達する。
- ③国際カルテルのメンバー数の平均は6名である<sup>11)</sup>。その場合、他者がリニエンシーを使う

表 3. 混合戦略均衡での他者のリエンシー利用確率  $q^*_n$  とカルテルメンバー数  $n$  との関係

| メンバー数 $n$                         | 2   | 4    | 6    | 12   |
|-----------------------------------|-----|------|------|------|
| 混合戦略均衡での他者の<br>リエンシーの利用確率 $q^*_n$ | 0.5 | 0.23 | 0.13 | 0.06 |

図 1. リエンシー申請確率  $q$  とペイオフの関係



確率が 0.13 以上ならばリエンシーを皆が使い均衡  $E(1)$  に到達する。

- ④カルテルメンバー数  $n$  が 12 名ならば、他者がリエンシーを使う確率が、0.06 以上ならばリエンシーを申請する方が、申請しないより効用は高くなる。そこで、リエンシーを使い均衡  $E(1)$  に到達する。つまり、図 1 はメンバー数  $n$  が増えれば、他の人がリエンシーを使う確率  $q$  が低くても、自分がリエンシーを申請した方が効用は高くなることを示している。したがって、人数の多いカルテルを維持するのは難しいことを示す。この結果は既存の実験の経済学論文（濱口・川越・柴田，2006）の結果と一致する。

命題 2. リエンシーを申請することの利益を増やし、カルテルに対する課徴金を上げる方がカルテルを崩壊に導きやすい。

命題 1 で、混合戦略の均衡での確率  $q^*_n$  が、小

さい方がカルテルが崩壊しやすいことを示した。式 (5) より  $q^*_n$  は、 $P_L$  が低くなれば小さくなる。そこで  $P_L$  を減少させる方策を考える。リエンシー申請をする戦略の利得  $\pi_L$  が大きければ、 $P_L$  は減少する（式 (5) より、 $dP_L/d\pi_L < 0$ ）。また、課徴金が高く、リエンシー申請をしないで、課徴金を支払わされる場合の利得  $\pi_{OL}$  が低い方が、 $P_L$  は減少する（式 (5) より  $dP_L/d\pi_{OL} > 0$ ）。つまり、リエンシーを申請することの利益を増やし、カルテルに対する課徴金を上げる方がカルテルを崩壊させる。

命題 3. 外生的に与えられる、リエンシーを申請する確率  $q$  を上げればカルテルが崩壊しやすい。

## 7. むすび

2005 年に行われた独占禁止法改正の特にリエンシー制度に焦点を当てて考察した。日本の減

免率は欧米と異なる。リネンシー減免率の国際比較をすれば、日本とEU、USのシステムでも異なる点は、調査開始後、つまり、日本では立入検査後のリネンシーの減額率である。EUとUSは、最初の1社に対する100%の免除があるのに対して、日本は第1番目の企業に30%の減額である。しかし、日本と他国との法執行の違いがある。日本は立ち入り検査後、違法行為を立証する確率はかなり高くなっている。したがって、調査が始まれば、かなりの確率で法的措置がとられると企業は考える。欧米では日本より早い段階で立ち入り検査を行うので、欧米の方が調査開始後に違法性を立証する確率は日本より低いと考えられる。したがって、日本はリネンシーにより課徴金が減額される金額が低いが、リネンシーを申請するインセンティブには他国とそれほど差はないと考えられる。

カルテルが崩壊する方が、社会の効率的生産が達成され、社会の厚生が増進するので、リネンシーを使いやすくする政策をとった方が社会厚生上望ましい結果が達成される。モデル分析では、すでにカルテルが組まれており、課徴金の減免率が一定であり、申請者全員が減免を受けられると仮定されている。そして、以下の3点が示された。

- ①カルテルメンバーが多いほどリネンシーが利用される。逆に述べれば、少人数のカルテルではリネンシーが利用されづらい。リネンシーが効果的なのは、他の事業者のリネンシーを使う確率 $q$ よりグループのリネンシーを利用する確率 $P_L$ が大きいからである。そして、確率 $q$ が同じでも、確率 $P_L$ はカルテルの人数が多いほど大きくなる。
- ②カルテルの利益が大きいほど、リネンシーは利用されない。そして、リネンシー申請による経済的利得である課徴金減免額が大きいほどリネンシーが利用される。また、リネンシーを申請しないで、当局に捕捉され、課徴金を支払うことになる場合の課徴金減免額が大きいほどリネンシーを申請する。

- ③企業トップが社内の違法行為を発見し、リネンシーを申請する確率 $q$ を上げることが、リネンシー申請を増加させる。それには、企業のコンプライアンスについての意識改革や内部統制などの改善が貢献する。

(元公正取引委員会委員)

## 注

- 1) 公正取引委員会『独占禁止法研究会報告書』報告書別紙(2003年10月)参照。
- 2) 4番連番はすでに使用済みであった。また、海外からフリーダイヤルは使えないため、フリーダイヤルにはなっていない。
- 3) つまり、「刑事罰と減免制度との関係については、法改正に伴い告発方針を改定し、1番目の申請者は告発しないこと、及び2、3番目の申請者については個別事案ごとに対応する旨を明らかにしている。告発不可分の原則の問題もあるが、法務検察当局も公正取引委員会の判断を尊重する旨の国会答弁もなされている。」(公正取引委員会経済取引局局長 内閣府懇談会18回2006.10.31)。
- 4) 公正取引委員会は、公共工事入札契約適正化指針(2006年5月23日閣議決定)において、「独占禁止法違反行為に対する指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、これを考慮した措置に努めるものとする」とされたこと。また、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデルの運用申合せ(2006年7月4日最終改正)において、「課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする」とされたことを受け、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際に、当該事業者名等を公表することとしており、旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事に係る入札談合事件についても、事業者からの申し出を受け、事業者名等を公表した(国土交通省と関東地方整備局は7社を1~4ヵ月の指名停止とした(朝日

2006. 9. 29))。

- 5) リニエンシーの利用状況についてオーストラリアのサミュエル委員長によれば (2005.5), 施行後2年弱で捜査件数の3分の2はリニエンシーを利用したものであった (公正取引委員会事務総長定例会見記録 2003. 11. 26)。EU リニエンシープログラムについては, 1996年のスタート以降, 100社以上から申出があり, 特に2002年2月の改定リニエンシープログラムの導入後, 既に54社からの申請があったとのことであります。この2002年の改訂により, 第一番目の申請者には自動的に100%の免責が認められることをはっきりさせたので, 申請者の増加につながったものと思われる。また, EUにおいてこれまで日本企業から行われたリニエンシーの申請件数が25件にも上るという驚くべき数字も紹介された。また, 米国とEUに対して同時にリニエンシーを申請するケースがかなり存在することも今回明らかになり, 日本という重要な市場がリニエンシー制度の空白地帯になっていることの問題も指摘された。カルテルの摘発という古くからの課題に対する新しい答がリニエンシー制度であることが, 今回, 米国, EU 両競争当局の責任者から明確に意思表示されたわけである。
- 6) 例えば, リニエンシーは利用されないのではないかとの意見が2006年1月には強かった (2006.4.10 日経ビジネス)。
- 7) OECD 資料。
- 8) 「企業におけるコンプライアンス体制について—独占禁止法を中心とした整備状況と課題—」公正取引委員会 (2006. 5. 24)。
- 9) 財団法人社会経済生産性本部, 調査方法: 2006年3~4月に実施した新入社員研修の受講者等に「若者意識アンケート」を配布し, 1,961 通の有効回答を得た (回収率 97.5%)。
  - (1) 「上司から会社のためにはなるが, 自分の良心に反する手段で仕事を進めるように指示された」

場合に, 「あまりやりたくないが, 指示通りに行動する」とする回答が減少し, 2年ぶりに4割を下回った。しかし, (1) の回答の過去8年間 (1999年~2006年) の平均値は36.225 でかなり高い。

|      |      |      |      |        |
|------|------|------|------|--------|
| 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |        |
| 39.1 | 28.8 | 33.3 | 31.1 |        |
| 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 平均値    |
| 32   | 43.4 | 43.3 | 38.8 | 36.225 |

- 10) 筆者のモデル A のモデル B への援用の端緒は濱口 (2006. 10. 29) との議論である。
- 11) EU で 1998. 1. 21~2003. 12. 16 の期間に処理された31件のカルテルの平均グループメンバー企業数は約6社であった。そして, リニエンシーを利用することによって10%から100%の行政制裁金が減免された。

#### 参考文献

- 柴田愛子・森徹・岡村誠・曾山典子 (2000) 「いじめの経済分析 (傍観者達のモデルと実験的検証)」『公共選択の研究』第34号。
- 公正取引委員会ホームページ (<http://www.jftc.go.jp>)。
- Hinloopen, J. and A. R. Soetevent (2005) “An Experimental Investigation of the Effects of Leniency Programs for Antitrust Enforcement,” mimeo.
- Motta, M. and M. Polo (2003) “Leniency Programs and Cartel Prosecution,” *International Journal of Industrial Organization*, 21 (3), pp. 347-379.
- Spagnolo (2000) “Optimal Leniency Program,” mimeo.
- Shibata, Mori, Okamura and Soyama (2007) “An economic analysis of apathetic behavior: theory and experiment,” *Journal of Socio-Economics*, doi: 10.1016/j.socsec.2006.12.026.
- Yasuyo Hamaguchi, Toshiji Kawagoe and Aiko Shibata (2006) “Group Size Effects on Cartel Formation and Enforcement Power of Leniency Programs,” No. 442, 名古屋市立大学経済学会 DP.